第三十四条の七 第三十四条の八 第三十四条の九第一項から第三項まで 第三十四条の十一第一項から第四項まで 第三十四条の十二 第三十四条の十四 第三十四条の十五 第三十四条の十六 第三十四条の十七 第三十四条の十八 第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四項 第三十四条の二十二 第三十四条の二十三 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五 第三十四条の二十六 第三十四条の二十六の八 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号	都道府県知事	
	中核市の市長	
第三十四条の九第四項	都道府県知事	場合又は
	中核市の市長	場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に

第三十四条の七 第三十四条の八 第三十四条の九 第三十四条の十一 第三十四条の十二 第三十四条の十四 第三十四条の十五 第三十四条の十六 第三十四条の十七 第三十四条の十八 第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四項 第三十四条の二十二 第三十四条の二十三 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五 第三十四条の二十六 （新設） 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号	都道府県知事	
	中核市の市長	
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）